

# 大分県障がい者水泳連盟

## 大会遠征補助規程

### 第1条（適用）

この規程は、選手会員および技術支援会員が総会の承認された大会遠征を行った場合に、旅費交通費等に補助するものについて定めたものである。

### 第2条（留意事項）

大会遠征は、多額の経費を要するものであるので、自己管理を厳しくし、自己ベスト更新や目標を達成することを追求するものとする。

### 第3条（大会遠征補助の定義）

本規程でいう大会遠征補助とは以下の各号のものをいう。

- ① 大会引率者（役員）に対する補助（交通費、宿泊費の全額または一部およびその他必要経費・謝礼）
- ② 大会出場者（選手）に対する補助（交通費、宿泊費、参加費の一部）

2. 旅費の詳細決定は、別紙1の通りとし、賛助費や補助金等の増減に合わせて別途総会で協議する場合もある。

### 第4条（報告および精算）

旅費の精算については、総会で承認後、事務局長に申請し精算しなければならない。また、報告については、会議研修等の開催された次の総会で報告しなければならない。

### 第5条（その他）

本規程で処理できない場合は、その都度協議にて処理する。

### 付 則

この規則は平成30年 4月 1日から施行する。

この規則は令和 5年 4月 1日から施行する。